

1999.2.23

## 納本制度調査会最終答申に対する見解

社団法人 日本書籍出版協会  
理事長 渡 邊 隆 男  
社団法人 日本雑誌協会  
理事長 石 川 晴 彦

国立国会図書館の納本制度調査会は、答申「21世紀を展望した我が国の納本制度の在り方—電子出版物を中心に—」を2月22日に公表された。同答申の取りまとめにあたり、関係者のご努力に敬意を表するものである。デジタル化・ネットワーク化が急速に進展し、多くの電子出版物が発行されている実情に鑑み、調査会がパッケージ系の電子出版物の納入を提言し、電子媒体資料の収集・保存を適切な形で実施するための法的諸問題についての考え方をまとめられたことは、われわれとしても評価するところである。

出版界は、国立国会図書館設立以来50年間にわたって、納本制度の整備と充実に協力してきた。当協会も、電子出版物の納本制度に関して、引き続きその協力を惜しむものではない。ただし、納本された電子出版物の利用提供方法について、多くの出版者が、著作権者及び出版者の正当な利益が損なわれるのではないかと懸念を持っている。この点に関して、適切な対応がなされるのが、出版界が電子出版物の納本制度に協力するための、前提条件である。

最終答申では、この点について「納入されたパッケージ系を利用に供するときは、たとえ著作権法上の問題が生じないとしても、その利用態様によっては、著作権者等及び発行者に対して、〔中略〕経済的不利益を被らせる可能性があり、そのような事態が生じた場合には、納本制度の実効性が損なわれるおそれがある。したがって、館は、パッケージ系を利用に供するに当たって、その特性にかんがみ、著作権者等及び発行者に対し経済的不利益を被らせることがないような措置を講じる必要がある。」(35頁)と述べている。しかしながら、特に利用方法についてその具体的な考え方が、必ずしも明らかにされていない部分がある。

この点に関しては、今後、著作権者、発行者等の関係者との十分な協議に基づく合意を得た上で、はじめて電子出版物の利用提供が開始されるべきである。利用提供方法の如何によっては、電子出版物の納入そのものが円滑に行われなくなる恐れがある。

また、一方で進められている「電子図書館構想」に基づく図書館資料のデジタル化とその利用提供方法に関しても、著作権者、発行者との十分な協議に基づく合意の上で決められていくことが必要である。

これらの問題に関する国会図書館と出版界との協議が、早急に開始され、相互の理解と協力によって、適切なルール作りが行われることを強く希望するものである。

以 上